

令和5年5月8日

保護者のみなさま

大阪市立梅香中学校

校長 砂場 秀人

学校園における新型コロナウイルス感染症の基本的な対応と

出席停止等の基準について(令和5年5月8日現在)

新型コロナウイルス感染拡大防止のために、ご協力いただきありがとうございます。

さて、文部科学省等の通知を受け、学校園における新型コロナウイルス感染症の基本的な対応と欠席等の取扱いについてお知らせします。出席等の基準については、「新型コロナウイルス感染症の出席停止等の基準について」を下記のとおり改訂し、令和5年5月8日から運用することとしますので、保護者のみなさまには、このことについて、ご理解とご協力をお願ひいたします。

記

I 基本的な対応

学校園教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とします。

ただし、着用を妨げるものではありません。

※マスク着用については、様々な事情が関係することから、個別の状況を汲み、学校園や教職員が着脱を強いることがないようにし、生徒へもマスク着用の有無が一律でないことについて、差別・偏見等がないよう指導を行います。保護者のみなさまにも、マスク着用について、個別の様々な事情を有することへのご理解とご配慮をいただきますようお願いいたします。

2 出席停止等となる場合

本人が、医療機関等で、新型コロナウイルス感染症の診断を受けた場合。

「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録し、出席停止(新型コロナウイルス感染症)となります。出席停止の期間は、「発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで」を基準とします。

3 出席停止等とならない場合

(1)同居家族等が陽性と診断されているが、生徒本人は陰性と診断された場合。

濃厚接触者の取り扱いはなくなりました。

(2)本人に、発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状(かぜ様症状)が見られる場合。

(3)同居家族等に、未診断の発熱等の症状がみられる場合。

(2)(3)については、自宅で安静にしていただくようにお願いしますが、ご家庭の判断で欠席する場合は、「出席停止・忌引等の日数」として記録せず、欠席扱い(病欠等)となります。

以上